

## ◎雨水の利用の推進に関する法律

(平成二六年四月二日法律第一七号) (参)

### 一、提案理由(平成二六年三月二〇日・参議院本会議)

○藤本祐司君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会を代表して、その提案の趣旨及び主要内容を御説明申し上げます。

次に、雨水の利用の推進に関する法律案について御説明申し上げます。

近年の気候変動等に伴い水資源の循環の適正化が課題となっています。雨水は水資源として無限の潜在的価値を有しており、雨水の利用を推進することにより、水資源の有効利用を図り、併せて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待されます。

本法律案は、このような趣旨から提出したものであります。

その主な内容は、次のとおりです。

第一に、雨水の利用の推進に関し、国、地方公共団体等の責務を定めています。

第二に、国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針を定めなければならないこととしています。

第三に、国、地方公共団体等による雨水の利用施設の設置目標に関する規定を置くこととしています。

第四に、政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物についての税制上又は金融上の措置等を講じなければならないこととしております。

以上が両法律案の提案の趣旨及び主要内容であります。

なお、両法律案は、国土交通委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年三月二七日)

○梶山弘志君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、雨水の利用の推進に関する法律案は、雨水の利用を推

進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方

針等の策定、雨水利用施設の設置に関する目標の設定その他の事項を定めようとするものであります。

両法律案は、参議院提出に係るもので、去る三月二十日本委員会に付託され、昨二十六日、参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。